

南城市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年南城市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に、設計説明書（様式第2号）及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(許可の通知)

第3条 市長は、前条の規定に基づく申請について許可したときは、許可書（様式第3号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(届出義務)

第4条 風致地区内において、条例第3条第1項に掲げる行為をする建築主、造成主等（以下「建築主等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、遅滞なく、その旨を届出書（第1号の場合にあっては様式第4号、第2号の場合にあっては様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主等又は工事施工者の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 工事を完了し、又は中止しようとするとき。

(許可事項の掲示)

第5条 条例第3条第1項の許可を受けた者及び第4条の規定による届出をした者は、その工事期間中風致地区内行為許可標識（様式第6号）を当該許可を受けた行為又は当該届出をした行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(協議)

第6条 条例第3条第3項の規定による協議は、協議書（様式第7号）に、設計説明書及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。協議した内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(規則で定める機関等)

第7条 条例第3条第3項に規定する国の機関には、次の公団等を含むものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構

- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢者・障害・求職者雇用支援
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構

2 条例第3条第3項に規定する規則で定める機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県住宅供給公社
- (2) 沖縄県土地開発公社

(通知)

第8条 条例第4条の規定による通知は、通知書（様式第8号）に、設計説明書及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(証明書)

第9条 条例第7条第2項の証明書は、様式第9号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条、第8条関係）

行為の区分	図書		
	種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
1 建築物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/200 以上	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	1/200 以上	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	立面図（2面以上）	1/200 以上	縮尺、建築物の断面、現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況、敷地の境界、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置及び高さ並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
	断面図（2面以上）	1/200 以上	現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況
	地盤算定図	1/200 以上	現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況
	敷地面積等	1/200 以上	縮尺、建築物の敷地面積、建築面積、求積図

	算定図		及び求積表
	緑地面積算定図	1/200 以上	縮尺、植栽によって覆われる土地面積、求積図及び求積表
	植栽計画図	1/200 以上	縮尺、植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラーライフ		行為の場所及びその周辺の状況がわかるもの
2 工作物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/200 以上	縮尺、方位、敷地の境界、申請に係る工作物の地上投影部分及び申請に係る工作物と他の工作物との別
	平面図	1/200 以上	縮尺、方位及び工作物の用途
	立面図（2面以上）	1/200 以上	縮尺、方位、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	断面図（2面以上）	1/200 以上	縮尺、工作物の断面、現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況、敷地の境界及び申請に係る工作物と他の工作物との別
	雨水排水計画図	1/200 以上	雨水排水、下水道または浄化槽等の表記し、水の流れの方向、吐口の位置、放流先河川、水路の位置・名称等を明記すること。
	植栽計画図	1/200 以上	縮尺、植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラーライフ		行為の場所及びその周辺の状況がわかるもの
3 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立又は干拓	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	地形図	1/1,000 以上	縮尺、方位及び行為地の境界
	平面図	1/600 以上	縮尺、方位、行為地の境界、排水施設、切土又は盛土をする土地の部分、のり面（切土又は盛土をする土地の部分に生ずるのりに設置するものに限る。）及び擁壁（切土又は盛土をする土地の部分に生ずるのりに設置するものに限る。）
	断面図（2面以上）	1/600 以上	縮尺、現況地盤及び設計地盤の状況
	のり面断面図	1/50 以上	縮尺、のりの高さ、勾配及び保護の方法
	行為地面積算定図	1/200 以上	縮尺、行為地の面積、求積図及び求積表
	緑地面積算定図	1/200 以上	縮尺、植栽によって覆われる土地の面積、求

	定図		積図及び求積表
	植栽計画図	1/200 以上	縮尺、植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラーライフ		行為の場所及びその周辺の状況がわかるもの
4 木竹の伐採	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	地形図	1/2,500 以上	縮尺、方位、周辺の土地利用の状況、林況及び伐採区域
	伐採計画図	1/1,200 以上	縮尺、保存し、伐採し、若しくは移植する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、本数等及び伐採後の土地利用の状況
	状況カラーライフ		行為の位置及びその周辺の状況がわかるもの
5 建築物等の色彩の変更	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	立面図（2面以上）	1/200 以上	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	状況カラーライフ		行為の場所及びその周辺の状況がわかるもの
6 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	付近見取図	1/10,000 以上	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	地形図	1/1,000 以上	縮尺、方位、周辺の土地利用の状況及び堆積区域
	堆積計画図	1/200 以上	縮尺、堆積物の種類、位置、方法、高さ、堆積量及び堆積後の処理方法
	状況カラーライフ		行為の場所及びその周辺の状況がわかるもの